

第 2 6 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 2 年 7 月 3 0 日（木）

せたな町農業委員会

第 2 6 回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 2 年 7 月 3 0 日（木） 午後 1 時 3 0 分 から 2 時 1 5 分

2. 開催場所 セタナ町役場 第 1 会議室

3. 出席委員（13 人）

会長	1 5 番	原	田	喜	博
会長職務代理者	1 4 番	大	口	賢	一
委員	1 番	阿	部	紹	子
	2 番	横	道	重	人
	3 番	森		正	勝
	4 番	水	野	幸	雄
	5 番	大	羽	孝	志
	6 番	小	島	敏	人
	8 番	酒	井	誠	一
	9 番	日	置	和	彦
	1 0 番	本	井		治
	1 1 番	多	田	里	佐
	1 2 番	松	崎		豊

4. 欠席委員（2 人）

7 番	玉	木	久	志
1 3 番	弥	左	輝	彦

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	議案第 1 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について (農業委員会等に関する法律第 31 条該当)
第 4	議案第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について
第 5	議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 6	議案第 4 号 農地利用集積計画の決定について
第 7	議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について (農業委員会等に関する法律第 31 条該当)
第 8	議案第 6 号 土地現況証明願について
第 9	議案第 7 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第 26 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦労様でございました。

だんだん収穫期に向かってまいりましたところでお忙しい中、農業委員会の総会に参加していただきまして、誠にありがとうございます。

会長

また本日の協議会の報告事項のなかにございますが、先日檜山地方の農業委員会の臨時総会がございましたので、私のほうから少しだけ説明申し上げたいと思います。

会長

まず、檜山の農業委員会の連合会の、今年の農業委員会の改選が、せたな町と江差町を除く全町村でございました。

新しい農業委員会の会長も何名か出てきたということで、臨時総会が開かれ、檜山の前会長が勇退いたしました。

会長

新たに選任するということで、私が檜山の副会長をやっているということで、議事進行をさせていただきました。

結果といたしまして、新会長に私が指名推薦されまして檜山の会長に就任させていただくことになりました。

会長

副会長には慣例ということで、北部で会長をすることになりましたら、今度は南部のほうでということで、厚沢部町の会長が檜山の副会長に就任されました。

また監事はお諮りいたしましたわけでございますけども、南部のほうから乙部町の会長が就任することになりました。

会長

その後は北海道農業者年金協議会の理事ということで、檜山の副会長が兼任することが申し合わせ事項にありますことから、おそらく令和 3 年の 1 月に臨時総会か何かが開かれまして、そこで檜山の副会長が農業者年金協議会の理事に就任することになると思います。

それまでは、まだ私が農業者年金協議会の理事と檜山の会長を兼務という形で勤めなければいけないのかなと思っております。

また付随というわけではありませんが、私が檜山の農業委員会の会長になりましたということは、自ずと檜山の事務局がせたな町農業委員会です。今度は局長が檜山の事務局長ということで就任されることになります。

会長 後程たっぷりと抱負などを語っていただきたいと思いますけども、今はお知らせということでご了承願いたいと思います。

会長 本日は議案第7号までございます。
慎重審議の程よろしく願いいたしまして、簡単ではありますが開会の挨拶に代えさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。
本日、7番玉木委員、13番弥左委員より欠席の申出がございました。只今の出席委員は13名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。
せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長 「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、10番本井委員、11番多田委員を指名いたします。
この指名は、第26回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長 「日程第2 会期の決定について」本日1日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日1日間と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第31条該当）】

議長 「日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第31条該当）」を議題といたします。

議長 こちらは農業委員会等に関する法律第31条に該当する内容でございます。
議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言

議長 権無しとすることで取り決めしておりますので、■■委員におかれましては発言権無しということでご了承願いたいと思います。

議長 それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 1 ページをご覧ください。
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。
農地法第 18 条の規定による農地について、その使用貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 2 年 7 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 1 ページをご覧ください。
番号 22 番。貸主が■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。借主が■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。所在につきましては■■■■■■■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、内、田んぼが 7 筆■■■■ m²、畑が 2 筆■■■■ m²、非農地が 2 筆■■■■ m²の計 11 筆、面積が合わせまして■■■■ m²、解約理由につきましては、農地を売買等するためでございます。

事務局 以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長 「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

はい。議案 2 ページをご覧ください。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借等契約の解約通
があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 2 年 7
30 日提出。せたな町農業委員会会長。

資料 2 ページをご覧ください。

番号 23 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、内、田んぼが 11 筆 [REDACTED] m²、畑が 4 筆 [REDACTED] m² の計 15 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、農地を売買するためでございます。

番号 24 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 13 筆、地目は全て田んぼ、面積が [REDACTED] m²、解約理由につきましては、法人化による売渡者変更のためでございます。

番号 25 番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在
につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
内、田んぼが 50 筆 [REDACTED] m²、畑が 21 筆 [REDACTED] m² の計 71 筆、面
積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、公共工事で
農地を売買するためでございます。

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権権及び使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 2 年 7 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 7 ページをご覧ください。

番号 20 番。譲渡人が [REDACTED] [REDACTED]、 [REDACTED] さん。譲受人が [REDACTED]、 [REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、地目は畑、契約内容は売買、面積が [REDACTED] m²、単価が [REDACTED] 円、売買価格が [REDACTED] 円、こちらの理由につきましては、農地を売買するためということでございます。

事務局

8 ページをご覧ください。

番号 21 番。譲渡人が [REDACTED]、 [REDACTED]
 ん。譲受人が [REDACTED]、 [REDACTED]

〇〇さん。所在につきましては〇〇、〇〇の計2筆、地目は畑、契約内容は贈与、面積が合わせまして〇〇㎡、理由につきましては、農地を譲り受け営農に励みたいということでございます。

事務局

9 ページをご覧ください。

番号 22 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在

つきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]

事務局

■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、
■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、内、田んぼが 47 筆 ■■■■
㎡、畑が 21 筆 ■■■■㎡の計 68 筆、面積が合わせまして ■■■■㎡、
契約内容は使用貸借、こちらの理由につきましては、公共工事で農地を売
買した分を除いた継続の使用貸借でございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当
せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

議長

はい。■■■■委員。

4 番

議案 2 号と 3 号に関連していますが 25 番。公共工事で売買ということ
ですが、面積が ■■■■ほど売買されていますが、どういう公共工事でしょ
うか。

議長

はい。わかりました。小池係長。

事務局

こちらにつきましては ■■■■というところから、■■■■
■さんの農地について買いたいという問合せがあり、3 筆ほど買収され
ます。目的は砂防ダムでございます。

4 番

砂防ダムの建設用地として ■■■■程の農地を買収されますよというこ
とで理解してよろしいですか。

事務局

はい、そうです。

議長

はい、■■■■委員さんよろしいですか。

4 番

はい。

議長

他に質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 4 ページをご覧ください。
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 2 年 7 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 15 ページをご覧ください。
番号 75 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2020 年 7 月 30 日、対価の支払期限が 2020 年 9 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

16 ページをご覧ください。
番号 76 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 4 筆、面積が合わせて [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらも売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2020 年 7 月 30 日、対価の支払期限が 2020 年 11 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

17 ページをご覧ください。
番号 77 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、

事務局

■■■■、■■■■、■■■■の計4筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は普通畑、こちらも売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2020年7月30日、対価の支払期限が2020年9月14日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■■■■円、売買価格は■■■■円でございます。こちらにつきましては農地保有合理化事業でございまして、売渡予定者は■■■■さんでございます。

事務局

18ページをご覧ください。

番号78番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■美さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、面積が■■■■㎡の内■■■■㎡、利用目的は水田、期間につきましては、2020年7月30日から2023年6月29日までの3年間、単価が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、新規の賃貸借でございます。

事務局

19ページをご覧ください。

番号79番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計27筆、面積が■■■■㎡、利用目的は普通畑、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2020年7月30日、対価の支払期限が2021年2月26日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■■■■円、売買価格は■■■■円でございます。

事務局

20ページをご覧ください。

番号80番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計5筆、面積が■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらも売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2020年7月30日、対価の支払期限が2021年2月26日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■■■■円、売買価格は■■■■円でございます。

事務局

21ページをご覧ください。

番号81番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■

事務局

■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■、■、■、■、■、■、■、■、■、■、■、■、■の計13筆、面積が■㎡、利用目的は水田、こちらも売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2020年7月30日、対価の支払期限が2021年2月26日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■円、売買価格は■円でございます。

こちらにつきましては、個人から法人に変更ということで今回■から買上になります。

事務局

22ページをご覧ください。

番号82番。利用権の設定等を受ける者、■、■、■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■、■、■、■、■、■、■、■、■、■、■、内、田んぼが8筆■㎡、畑が1筆■㎡、非農地が2筆■㎡の計11筆、面積が合わせまして■㎡、利用目的が水田、普通畑、用悪水路、こちらも売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2020年7月30日、対価の支払期限が2020年9月14日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価が■円、畑の単価が■円、非農地の単価が■円、売買価格は■円でございます。こちらは農地保有合理化事業でございまして、売渡予定者が■さんでございます。

事務局

23ページをご覧ください。

番号83番。利用権の設定等を受ける者、■、■、■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■、■、■、■、■の計5筆、利用目的が転作田、面積が■㎡、こちらも売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2020年7月30日、対価の支払期限が2020年9月14日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■円、売買価格は■円でございます。こちらも農地保有合理化事業でございまして、売渡予定者が■さんでございます。

事務局

24ページをご覧ください。

番号84番。利用権の設定等を受ける者、■、■、■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■、■、■、■、内、田んぼが3筆■㎡、非農地が1筆■㎡の計4筆、面積が合わせまして■㎡、利用目的が転作田と用悪水路、こちらも売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2020年7月30日、対価の支

事務局

払期限が 2020 年 9 月 14 日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価が ■■■■■ 円、非農地の単価が ■■■■■ 円、売買価格は ■■■■■ 円でございます。こちら農地保有合理化事業でございまして、売渡予定者が ■■■■■ さんでございます。

事務局

25 ページをご覧ください。

番号 85 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■ さん。利用権の設定等をする者、■■■■■ さんの、■■■■■ さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■、利用目的が転作田、面積が ■■■■ m²、こちらも売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2020 年 7 月 30 日、対価の支払期限が 2020 年 9 月 14 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が ■■■■■ 円、売買価格は ■■■■■ 円でございます。こちら農地保有合理化事業でございまして、売渡予定者が ■■■■■ さんでございます。

事務局

26 ページをご覧ください。

番号 86 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■ さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■ さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、内、田んぼが 11 筆 ■■■■ m²、畑が 2 筆 ■■■■ m² の計 13 筆、面積が合わせまして ■■■■ m²、利用目的が水田、転作田、普通畑、こちらも売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2020 年 7 月 30 日、対価の支払期限が 2020 年 9 月 14 日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価が ■■■■■ 円と ■■■■■ 円、畑の単価が ■■■■■ 円、売買価格は ■■■■■ 円でございます。こちら農地保有合理化事業でございまして、売渡予定者が ■■■■■ さんでございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

事務局

はい。説明が終わりました。

議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

事務局

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

事務局

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

こちらは農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。

議事参与制限において退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることで取り決めしておりますので、■■■■委員におかれましては発言権無しということでご了承願いたいと思います。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 6 ページをご覧ください。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農地法第 5 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので許可を行う。令和 2 年 7 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 27 ページをご覧ください。

番号 2 番。貸主が■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。借主が■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、■■■■■■■■■■、地目は畑、面積が■■■■■■■■ m²の内■■■■■■■■ m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、転用期間は令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日でございます。

事務局

こちらにつきましては、6 月 29 日の第 25 回総会で内容審査をいただきまして、北海道農業会議へ意見聴取したものでございます。7 月 17 日付けで、北海道農業会議から許可相当の回答を得ましたことから許可してよろしいものと考えます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第 5 号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 8 議案第 6 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 7 ページをご覧ください。
議案第 6 号 土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和 2 年 7 月 30 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 32 ページをご覧ください。
番号 13 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は畑、
現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては
[REDACTED]でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、
所有者、願出者共に [REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。場所につきましては、33、34 ページで
ございます。

事務局

番号 14 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は畑、
現況は農地採草放牧地以外、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては
[REDACTED]でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、
所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。
場所につきましては、35、36 ページでございます。

事務局

番号 15 番。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、公
簿地目は全て畑、現況は農地採草放牧地以外、面積が合わせまして [REDACTED]
m²、利用状況につきましては全て雑種地でございます。願出理由は地目
変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に [REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]でございます。場所につきましては、37、38 ページでございます。

事務局

13～15 番につきましては、2020 年 7 月 16 日に [REDACTED] 会長、[REDACTED] 委員、
[REDACTED] 委員と現地に赴き、目視で確認し農地以外であることを確認いただ
いております。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。
議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 7 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について】

議長

「日程第 9 議案第 7 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 8 ページをご覧ください。
議案第 7 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。

事務局

このことに関しましては、令和元年 11 月 28 日に開催された、全国農業委員会会長代表者集会において申し合わせ決議が承認されました。

改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を諮っていくことが確認されました。

各農業委員会の総会では 12 月または 1 月に実施するよう指示がございまして、当農業委員会では 1 月総会で実施してございます。

事務局

また再度令和 2 年度以降も同様の取り組みの実施を行うよう、北海道農業会議 代表理事会長から通知があったことから、当農業委員会においても年間計画の中で 7 月に実施することを計画に入れておりました。それでは朗読いたします。

事務局

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

事務局

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

事務局

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年7月30日、せたな町農業委員会。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第7号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第26回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。
大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 8 月 27 日

会議録署名委員

10 番 依井 浪

11 番 多田 里佐

議長 原田 嘉陽